

第 4080 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2010年)平成22年 9月10日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 国税不服審判所、裁決事例集を公表

**Q**：国税不服審判所が裁決事例集を公表したそうですが、どのような内容だったのですか？

**A**：次のような内容でした。

### 【解説】

さきごろ、国税不服審判所から裁決事例集No78が公表されました。

主な内容には、次のようなものがありました。

#### ① 仮装経理による役員報酬

請求人が監査役に対して支出したとする役員報酬は、取締役に対する報酬を監査役に対する報酬と仮装して経理したと認められることから、損金算入は認められないとした事例

#### ② 同族会社の行為計算の否認

解散が見込まれている関連会社に増資払込みを行い、同社の清算終了によりその払込金を投資損失として損金の額に算入した行為は、純経済人として不自然・不合理な行為であるから、その投資損失（清算配当金控除後）の金額は損金の額に算入されないとした事例

#### ③ 不動産所得の総収入金額

建物賃貸借契約の合意解約に伴う残存期間賃料は、中途解約に伴う賃料収入に対する補償であり、不動産の貸付けにより生ずべき収入金額に代わる経済的利益と認められるから、不動産所得の総収入金額に当たるとした事例

